

積丹町集中改革プラン

平成17年度～平成21年度



平成18年3月

積 丹 町

— 目 次 —

I 集中改革プランについて	2
II 事務事業の再編、整理、廃止・統合	3
III 民間委託の推進（指定管理者制度の活用を含む）	3
IV 定員管理・給与の適正化	5
V 第三セクター等の見直し	8
VI 経費節減等の財政効果	8
VII 地方公営企業関係	10

I 集中改革プランについて

1 趣 旨

本町では、開かれた行政運営を基本として、これまで行財政の健全化に向けた積極的な行政改革に取り組んでまいりましたが、国の三位一体改革による地方交付税の総額抑制、国庫支出金の廃止・縮減等による影響により大変厳しい財政運営が続いております。

地方分権型社会への転換が進むなか、地方公共団体においては、少子高齢化時代の到来に伴う人口構造の変化、住民ニーズの多様化など社会経済情勢の変化に適切に対応していかなければなりません。

一方、国からは地方自治体に対し、更なる改革を進めるべく「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、それらを踏まえた新しい視点に立った行財政改革を推進していくことが求められています。

このようなことから、財政の健全化を最重要課題として捉え、平成17年度から平成21年度までの5年間について、収支改善を図るため、「集中改革プラン」を策定し、職員の人件費等はじめとする経常経費の削減や、事務事業の見直し・住民負担水準の見直しをするなど歳出の効率化と歳入の確保に取り組んでいきます。

2 計画期間

本計画の取組期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

3 取組事項

- ①事務事業の再編、整理、廃止・統合
- ②民間委託の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- ③定員管理・給与の適正化
- ④第三セクター等の見直し
- ⑤経費節減等の財政効果
- ⑥地方公営企業関係

Ⅱ 事務事業の再編、整理、廃止・統合

(1) 事務事業の再編・整理等の目標

対象事業 総 数	再編・整理等の内訳		
	廃止	統合	見直し
129	3	2	124

(2) 事務事業の再編・整理等を行う際のスキーム

① 当該スキームの内容、基本的考え方

社会経済情勢の変化と新たな行政課題や複雑多様化する住民ニーズに対応するため、補助事業を含めた既存の事務事業の見直しを積極的に行います。

事業の見直しにあたっては、庁内管理職で構成する「行財政改革推進管理職会議」において意思決定を行い、住民の代表で構成される「行財政改革推進委員会」の意見や助言を受けながら方向性を決定していきます。

② 外部の意見を取り入れる仕組みの導入

- ・ 積丹町議会行財政改革等調査特別委員会の設置
- ・ 積丹町行財政改革推進委員会の設置
- ・ 住民地区懇談会の開催

③ スキームの公表方法

- ・ 毎年度の予算・決算状況及び行財政改革推進状況について、広報、地区懇談会資料等で公表
- ・ 主要な行財政改革事項について、広報紙の特集化

Ⅲ 民間委託の推進(指定管理者制度の活用を含む)

行政運営の効率化、住民サービスの維持・向上の観点から、行政責任を確保しながら民間委託が可能なものについては、積極的に民間委託を推進します。また、公の施設の管理については、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として創設された指定管理者制度をより効果的なものとするため、管理のあり方について検証を行い、指定管理者制度の導入を検討します。

(1) 公の施設についての取組目標

①平成 16 年度末時点における

・指定管理者制度導入済み施設数	0	施設
・管理委託実施済み施設数	2	施設
・業務委託実施済み施設数	23	施設
・全部直営施設数	17	施設

②平成 17 年度～平成 21 年度までの5年間の取組目標

- ・平成 18 年度までに、1 施設を廃止します。
- ・平成 18 年度までに、1 施設で指定管理者制度を導入します。
- ・平成 21 年度までに、その他の施設についても外部委託への移行など施設管理のあり方を検討します。

(2) その他の事務についての取組目標

①平成 16 年度末時点の委託状況

・全部委託

本庁舎夜間警備、一般ごみ収集、学校給食（運搬）、ホームヘルパー派遣、宅配配食サービス、除雪

・一部委託

水道メーター検針、道路維持補修・清掃等、情報処理・庁内情報システム維持、調査・集計

・全部直営

本庁舎清掃、案内・受付、電話交換、公用車運転、学校給食（調理）、学校用務員事務、総務関係事務（給与、旅費、福利厚生）

②平成 17 年度～平成 21 年度までの5年間の取組目標

現在、全部直営で実施している事務について、平成 21 年度までに民間委託を含め、そのあり方を検討します。

IV 定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

本町はこれまでも、組織機構の合理化・簡素化を進め、職員数の削減を図っており、平成11年度から平成16年度まで1人、1.2%の削減を行っております。

今後も簡素で効率的な行政運営を目指すとともに、多様化する行政ニーズに対応するため、厳しさを増す財政状況を踏まえ、退職者不補充等により平成17年4月1日現在の職員数を平成22年4月1日までに13人(16.5%)の削減を目指します。

◇ 平成11年4月1日～平成16年4月1日までの定員純減実績

(単位：人、%)

部 門	各年4月1日の職員数						H11対H16	
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	増減数	増減率
一般行政部門	59	60	59	60	59	53	△6	△10.2
特別行政部門	10	11	9	9	9	9	△1	△10.0
公営企業部門	15	19	20	18	18	21	6	40.0
合 計	84	90	88	87	86	83	△1	△1.2

◇ 平成17年4月1日～平成22年4月1日までの定員管理の数値目標

(単位：人、%)

部 門	各年4月1日の職員数						H17対H22	
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	増減数	増減率
一般行政部門	54	54	52	51	48	47	△7	△12.9
特別行政部門	6	7	7	7	6	6	0	0.0
公営企業部門	19	15	14	13	13	13	△6	△31.6
合 計	79	76	73	71	67	66	△13	△16.5
採用者見込み	2	0	0	0	0	0	2	
退職者見込み	5	3	2	4	1	4	19	

(2) 給与の適正化

本町における給与に関する制度については、これまでも行政改革大綱に基づき、時間外勤務手当の削減、特殊勤務手当の見直し等の給与の適正化に努めるとともに、人件費の抑制を図ってきたところです。

職員の給与制度については、町民の理解が得られる給与制度・運用・水準の適正化が求められていることから、国における給与制度改革を見据え、新たな給与制度を構築していきます。

① 平成17年度までの取組内容

項 目	内 容
特別職の給与等の削減	①給料月額 町 長 765 千円を 690 千円に引下げ 助 役 620 千円を 580 千円に引下げ 教育長 565 千円を 550 千円に引下げ ②期末手当 0.2 月分引下げ ③期末手当役職加算率 15%を全廃
議会議員の報酬、手当及び日当の削減	①議員月額報酬額 議 長 260 千円を 247 千円に引下げ 副議長 200 千円を 190 千円に引下げ 常任委員長 180 千円を 171 千円に引下げ 運営委員長 180 千円を 171 千円に引下げ 議 員 170 千円を 161 千円に引下げ ②期末手当 0.2 月分引下げ ③期末手当役職加算率 15%を全廃 ④会議出席日当 日当 2,000 円を廃止
一般職期末手当の削減	①期末手当 0.2 月分引下げ
特殊勤務手当の見直し	①保健指導手当、支所勤務手当、看護手当、災害等従事手当等の 10 手当を廃止

管理職手当の削減	①給料月額の10%を8%に引下げ
時間外勤務手当の見直し	①職員一人当たり 給料年額の6%を上限
寒冷地手当の見直し	①加算額の廃止、基準額の見直し

②今後（平成18年度～平成21年度）の取組内容

項 目	内 容
特別職の期末手当の削減	①期末手当 0.2月分引下げ
一般職期末手当の削減	①期末手当 0.2月分引下げ ②期末手当役職加算率の引下げ
職員の退職時特別昇給制度の廃止	①退職時の特別昇給（1～2号俸アップ）を廃止
時間外勤務手当の見直し	①振替制度を活用促進し、時間外勤務手当を縮減

(3) 定員・給与の公表について

定員・給与については、毎年広報紙に掲載し町民に公表しておりますが、地方公務員法の改正をうけ「積丹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しました。今後の公表については、条例に基づき、町民にわかりやすい方法で、広報紙等により公表していきます。

V 第三セクター等の見直し

当町の第三セクターは、町の基幹産業化を目指した観光資源開発を目的として、町と農業・漁業・商工観光業など農村漁村における産業経済団体を主たる構成員として設立したものであり、公の施設の管理委託主体的役割を担う法人1社、及び観光拠点開発を担う法人1社の計2社であります。いずれも創立以来、町の債務保証や損失保証等の債務処理負担事案は発生しておらず、また町内に同種業態の民間企業がないことから、当面、組織の合併などを検討します。

VI 経費節減等の財政効果

厳しい財政状況の下、「最小の経費で最大の効果」を基本に、歳入においては一層の財源確保に努め、歳出においても補助金の見直しによる整理合理化、経常経費の節減などにより財政の健全化に努めます。

(1) 歳入関係

項 目	17年度までの実績	18年度から21年度までの取組目標及び施策の内容
税の徴収対策	①税の徴収強化	①税の徴収強化 ②所得税還付の差押え
使用料・手数料等の見直し	①各種事務手数料額の見直し 【効果額 455千円】 ②保育料の見直し ③各種検診料金負担の見直し 【効果額 150千円】	①水道使用料の見直し（18年度） 【効果額 6,200千円】 ②町営牧野使用料の見直し（18年度） 【効果額 851千円】 ③保育料の見直し ④国民健康保険税の見直し（18年度） 【効果額 20,000千円】 ⑤下水道使用料見直し ⑥公共施設使用料の見直し ⑦町営浴場入浴料の見直し ⑧教職員住宅貸付料の見直し（18年度） ⑨町職員住宅貸付料の見直し（18年度） ⑩共同墓地使用料の見直し（18年度） ⑪葬斎場使用料の見直し（18年度）

未利用財産の売り払い等		①土地建物の貸付 ②土地の売却
-------------	--	--------------------

(2) 歳出関係

項 目	17年度までの実績	18年度から21年度までの取組目標及び施策の内容
人件費削減	①職員の削減 退職者不補充 ②議会議員定数4名削減 (14人→10人) ③特別職給与等の削減 【効果額 3,783千円】 ④議会議員報酬等の削減 【効果額 2,666千円】 ⑤一般職期末手当の削減 【効果額 5,363千円】 ⑥特殊勤務手当(10手当) の廃止 【効果額 1,320千円】 ⑦管理職手当20%削減 【効果額 1,715千円】 ⑧寒冷地手当加算額の廃止・ 基準額の見直し 【効果額 6,342千円】 ⑨時間外勤務手当の見直し	①職員の削減 ②給与の削減 ③期末手当の削減(18年度) ④退職時特別昇給制度の廃止(18年度) ⑤時間外勤務手当の見直し ⑥退職報奨金制度の廃止(18年度)
組織の統廃合	①部制(3部)の廃止 ②課等の統合 (11課1室→8課1室) ③収入役の廃止 【効果額 9,883千円】	①課等の統合
民間委託による事務事業費削減		①指定管理者制度の導入による経費の削減

施設等維持費の見直し		①各種公共施設管理運営費の見直し
補助金等の整理合理化	①各種団体に対する補助率の見直し ②産業経済団体懇話会の開催 ③教育関係団体懇話会の開催	①各種団体に対する補助率の見直し ②産業経済団体懇話会の開催 ③教育関係団体懇話会の開催
内部管理経費の見直し	①交際費の見直し 【効果額 380 千円】 ②旅費日当の見直し 【効果額 587 千円】	①旅費日当の見直し（18 年度）
その他	①敬老祝金の見直し 【効果額 1,390 千円】 ②敬老会記念品の見直し 【効果額 925 千円】 ③広報広聴業務の見直し 【効果額 270 千円】 ④各種委員日額報酬の見直し 【効果額 350 千円】 ⑤ライフパートナー事業の廃止 【効果額 151 千円】 ⑥研修センター運営事業の見直し 【効果額 1,692 千円】	①国保診療所の経営の見直し（18 年度） 【効果額 67,370 千円】 ②各種委員年額・月額報酬の見直し ③町営浴場管理運営事業の見直し ④ふれあい交流事業の見直し ⑤水産種苗センター運営管理事業の見直し ⑥各種委員日当の見直し（18 年度） 【効果額 468 千円】

Ⅶ 地方公営企業関係

本町の地方公営企業は、簡易水道・下水道・観光施設・介護サービス事業（地方公営企業法非適用）の4事業となっています。

地方公営企業については、一般会計同様、経費削減等、経営健全化のため見直しを行い安定した運営に努めるとともに、運営主体のあり方等も含め、経営改善に努めていきます。